

別表

東京エリア

株式会社エフエネ

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）及び回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。尚、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項又は第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。尚、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 電力調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整と調達調整費の加減からなる電力調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「3. 燃料費調整」及び「4. 調達調整費」の定めに従うものといたします。

3. 燃料費調整

各契約種別における料金につき、以下(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、以下(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。尚、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

尚、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

尚、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} \times \text{(3) } \delta \text{ 値}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、且つ 66,300 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} \times \text{(3) } \delta \text{ 値}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 66,300 円を上回る場合、平均燃料価格は、66,300 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (66,300 \text{ 円} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} \times \text{(3) } \delta \text{ 値}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格の算定対象期間	燃料費調整単価の適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間

毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします

1 キロワット時につき 23 銭 2 厘

(3) δ 値の決定基準

δ 値は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値に応じて、以下に定める δ 値の還元又は追加請求をおこなうものといたします。

イ 還元時

(1) のロが (イ) の時、 δ 値は以下の係数を参照します。

JEPX24 時間平均値（毎月 1 日から末日まで）	δ 値（デルタ値）
6.00 円 /kWh 以上 ～	0.66

5.50 円 /kWh 以上	～	6.00 円 /kWh 未満	0.83
5.00 円 /kWh 以上	～	5.50 円 /kWh 未満	1.00
4.50 円 /kWh 以上	～	5.00 円 /kWh 未満	1.17
0 円 /kWh 以上	～	4.50 円 /kWh 未満	1.34

ロ 請求時

(1) のロが (ロ) 又は (ハ) の時、 δ 値は以下の係数を参照します。

JEPX24 時間平均値（毎月 1 日から末日まで）	δ 値（デルタ値）
6.00 円 /kWh 以上 ～	1.34
5.50 円 /kWh 以上 ～ 6.00 円 /kWh 未満	1.17
5.00 円 /kWh 以上 ～ 5.50 円 /kWh 未満	1.00
4.50 円 /kWh 以上 ～ 5.00 円 /kWh 未満	0.83
0 円 /kWh 以上 ～ 4.50 円 /kWh 未満	0.66

4. 調達調整費

各契約種別における料金につき、JEPX のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 13 時から 22 時の時間帯における各地域の調達単価に応じて、以下に定める調達調整費の還元又は追加請求を行うものといたします。ただし、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

(1) 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ 還元基準値

当月の調達単価が 5 円 70 銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費（還元）を差し引くものといたします。

ロ 追加請求基準値

当月の調達単価が 14 円 00 銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2) に定める調達調整費（追加請求）を加えるものといたします。

ハ 還元基準値及び追加請求基準値の改定

当社は、毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 調達調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。尚、調達調整費の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

※N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間（以下、「N 月度検針期間」といいます。）において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達単価
1日～31日まで	N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価

5. 供給能力維持費

容量市場における供給力の効率的確保のため、当社が小売電気事業者として負担する容量
 拠出金をもとに、年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）毎に定めるものと
 し、お客さまが使用する電気の料金において、供給能力維持費として適用するものとしま
 す。

(1) 供給能力維持費の算定

供給能力維持費は、ご契約内容に応じて、2024年4月の供給分から適用するものとし、契
 約電力と供給能力維持費単価から次の計算式により算定される金額とします。なお、金額
 の単位は0.01円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入いたします。

供給能力維持費 ＝ 契約電力 (kW) (※1 ※2) × 供給能力維持費単価 (※3)

※1 契約電流アンペア (A) については 10A を 1kW に、契約容量キロボルトアンペア
 (kVA) については 1kVA を 1kW に、それぞれ換算して適用いたします。

※2 電気料金の構成に「最低料金」を含むお客様（関西・中国・四国電力エリアの従量
 電灯 A に該当するプラン）については 1 地点あたり 4kW にて算定いたします。

※3 供給能力維持費単価はエリアごとに定め 1 キロワットあたりの単価は当社ホームペー
 ジ (<https://www.fene.co.jp/>) へ掲載するほか、その他の方法でご案内するものとします。

当社は毎年 4 月 1 日時点において供給能力維持費単価の見直しを行い、当社が必要と判断
 した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 年次再算定調整金

当社は、お客さまにお支払いいただく供給能力維持費の総額と、当社が実際に負担する容量
 拠出金の総額に差額が生じた場合、その事由に応じて調整金の請求または還元をおこなう
 ことができるものとします。なお、調整金の請求または還元は、その調整の大元となる
 供給能力維持費の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、その算定の基となる容量拠
 出金の精算内容が電力広域的運営推進機関から当社に対して通知された日の属する月を N
 月として、N+2 月の検針日から N+3 月の検針日の前日までの期間（以下、「調整金適用期間」
 といいます。）において電気の供給が生じた供給地点を対象として適用します。

イ 調整金の請求または還元

調整金は、お客様のご契約内容に応じて、次の計算式により算定される金額とします。
 なお、金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入いたしま
 す。

調整金 ＝ 契約電力 (kW) (※1 ※2) × 調整金単価

※1 契約電流アンペア (A) については 10A を 1kW に、契約容量キロボルトアンペ

ア(kVA)については 1kVA を 1kW に、それぞれ換算して適用いたします。なお、契約電力については、調整金適用期間における数値を用います。

※2 電気料金の構成に「最低料金」を含むお客様（関西・中国・四国電力エリアの従量電灯 A に該当するプラン）については 1 地点あたり 4kW にて算定いたします。

ロ 調整金の請求または還元時期

調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

6. 送配電事業者料金改定費

当社は、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款に定める託送料金（以下「託送料金」といいます。）の改定により、現行託送料金が基準託送料金を上回る事となった場合には、その差額に相当する額を、送配電事業者料金改定費として、2026 年 11 月 1 日以降にお客さまが使用する電気に係る料金の構成要素の一つに加算し、お客さまに請求いたします。

現行託送料金が基準託送料金を下回る事となった場合には、当社は、当該差額に相当する額をお客さまに還元いたします。

(1) 送配電事業者料金改定費の算定

送配電事業者料金改定費は、以下のイからハまでの定めにより算定される金額といたします。なお、金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数点以下第 3 位を切り捨てます。

イ 算定式

送配電事業者料金改定費は、次の算定式により算定いたします。

送配電事業者料金改定費 = 託送基本料金相当分 + 託送電力量料金相当分

なお、本項に定める基準託送料金および現行託送料金は、いずれも消費税等相当額を含む金額といたします。

ロ 託送基本料金相当分の算定

送配電事業者料金改定費のうち託送基本料金相当分は、供給区域ごとに以下の算定式により算定いたします。

【北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、九州エリア】

契約種別	区分	託送基本料金相当分
従量電灯	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約容量 (kVA) (※1) × (現行託送基本料金単価 (電灯) - 基準託送基本料金単価 (電灯))

低圧電力	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約電力 (kW) × (現行託送基本料金単価 (動力) - 基準託送基本料金単価 (動力))
------	-----------	--

【関西エリア、中国エリア、四国エリア】

契約種別	区分	託送基本料金相当分
従量電灯	託送基本料金相当分 (初期区分・電灯)	現行託送基本料金 (初期区分・電灯) - 基準託送基本料金 (初期区分・電灯) (※2)
低圧電力	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約電力 (kW) × (現行託送基本料金単価 (動力) - 基準託送基本料金単価 (動力))

※1 契約電流 (A) については 10A を 1kVA に換算して適用いたします。

※2 関西エリア、中国エリアおよび四国エリアの従量電灯に係る託送基本料金相当分は、初期区分に係る料金に基づき算定いたします。

なお、現行託送基本料金単価または現行託送基本料金から、それぞれ対応する基準託送基本料金単価または基準託送基本料金を差し引いた額がマイナスとなる場合は、当該値により算定された金額 (マイナスの額) を託送基本料金相当分とし、お客さまに還元いたします。

ハ 託送電力量料金相当分の算定

送配電事業者料金改定費のうち託送電力量料金相当分は、次の算式により算定いたします。

$$\text{託送電力量料金相当分} = \text{使用電力量 (kWh)} \times (\text{現行託送従量単価} - \text{基準託送従量単価})$$

なお、現行託送従量単価から基準託送従量単価を差し引いた額がマイナスとなる場合は、当該値により算定された金額 (マイナスの額) を託送電力量料金相当分とし、お客さまに還元いたします。

(2) 電力未使用時の取扱い

お客さまが電気を使用しなかった期間についても、送配電事業者料金改定費のうち託送基本料金相当分は、託送供給等約款における基本料金を 2 分の 1 とする規定の適用の有無にかかわらず、2 分の 1 を乗じる前の金額を用いて算定するものといたします。

(3) 日割計算が生じる場合の取扱い

契約の開始もしくは終了、契約種別、契約電流、契約容量もしくは契約電力の変更その他の事由により、料金の算定期間の中途において基本料金について日割計算が行われる場合、送配電事業者料金改定費のうち託送基本料金相当分についても、本別表に定める日割計算の基本算式に準じて日割計算を行います。

(4) 基準託送料金の定義

基準託送料金とは、基準託送基本料金、基準託送基本料金単価および基準託送従量単価の総称とし、2026年10月31日時点において、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給等約款に定める託送料金を基準として、(8)に定めるものいたします。

このうち基準託送基本料金単価（動力）は、区分なく低圧電力等の動力契約に適用する単一の単価として定めます。

また、基準託送基本料金（電灯）は、需要場所の属するエリアに応じて、次のとおり区分して定めます。

イ 北海道・東北・東京・中部・北陸・九州エリアの従量電灯プラン

基準託送基本料金単価（電灯）は区分なし（従量電灯 B 等の従量電灯契約に適用する単一の単価）とします。

ロ 関西・中国・四国エリアの従量電灯

基準託送基本料金（初期区分・電灯）を適用するものとします。

(5) 現行託送料金の定義

現行託送料金とは、現行託送基本料金、現行託送基本料金単価および現行託送従量単価の総称とし、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款に定める託送料金のうち、それぞれ供給契約のプランごとに該当する料金または単価をいうものいたします。

現行託送基本料金および現行託送基本料金単価は、(4)に定めるエリアおよび区分に応じて対応するものを用いるものとし、託送供給等約款上の契約容量による方式（主開閉器契約）の料金または単価によるものいたします。

(6) 託送料金改定時の算定方法

一般送配電事業者が託送供給等約款の改定により託送料金を変更する場合、当社は、当該一般送配電事業者が定める新たな託送料金の適用時点に応じて、次のイまたはロのとおり送配電事業者料金改定費の切替えを行うものとします。

イ 一般送配電事業者が特定の年月日をもって新たな託送料金の適用を開始することを定める場合

当該適用年月日が料金の算定期間の中途に属するときは、次のとおり算定するものとします。

(イ) 託送基本料金相当分は、当該算定期間の初日から当該適用年月日の前日までの期間と、当該適用年月日から当該算定期間の末日までの期間の日数により按分して算定いたします。

(ロ) 託送電力量料金相当分は、当該算定期間の初日から当該適用年月日の前日までの期間と、当該適用年月日から当該算定期間の末日までの期間におけるそれぞれの

使用電力量により算定するものといたします。

- ロ 一般送配電事業者が需要場所ごとの検針の基準となる日をもって新たな託送料金の適用を開始することを定める場合

当該需要場所に係る検針の基準となる日以降に使用される電気について、新たな託送料金に基づき送配電事業者料金改定費を算定するものといたします。

(7) 算定が困難となった場合の取扱い

一般送配電事業者の託送供給等約款における基本料金または電力量料金の算定方法、区分その他の料金体系に変更が生じたことにより、(1)から(6)までの定めによる算定が困難となった場合には、当社は、その変更内容に応じて合理的と判断する方法により、送配電事業者料金改定費の算定方法を定めるものといたします。

(8) 送配電事業者料金改定費に係る基準単価

送配電事業者料金改定費の算定に係る基準託送基本料金、基準託送基本料金単価および基準託送従量単価は、2026年10月31日時点において各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給等約款に定める託送料金を基準として、次のとおりといたします。

■従量電灯（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州エリア）

管轄エリア	基準託送基本料金単価（電灯）	基準託送従量単価（電灯）
北海道	236.50 円/kVA	8.24 円/kWh
東北	166.10 円/kVA	8.58 円/kWh
東京	152.24 円/kVA	6.97 円/kWh
中部	137.50 円/kVA	7.91 円/kWh
北陸	192.50 円/kVA	6.83 円/kWh
九州	162.24 円/kVA	7.87 円/kWh

■従量電灯（関西・中国・四国エリア）

管轄エリア	基準託送基本料金（初期区分・電灯）	基準託送従量単価（電灯）
関西	240.90 円	7.62 円/kWh
中国	268.40 円	9.09 円/kWh
四国	297.00 円	8.82 円/kWh

■低圧電力（動力）

管轄エリア	基準託送基本料金単価（動力）	基準託送従量単価（動力）
北海道	398.20 円/kW	4.46 円/kWh
東北	457.60 円/kW	8.57 円/kWh
東京	461.14 円/kW	4.54 円/kWh
中部	412.50 円/kW	6.07 円/kWh
北陸	396.00 円/kW	4.69 円/kWh
関西	378.40 円/kW	4.69 円/kWh
中国	466.40 円/kW	6.07 円/kWh

四国	454.30 円/kW	5.97 円/kWh
九州	379.26 円/kW	5.58 円/kWh

7. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間又は過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流又は契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力、契約電流又は契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月又は前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月又は前年同月の使用電力量}}{\text{前月又は前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。尚、この場合の計量器の取付けは、本約款第40条に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

尚、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ エフエネが発見して測定したときは、発見の日の属する月

8. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

ロ バリュープラン B 及びバリュープラン C の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

尚、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

尚、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された第 1 段階料金適用電力量及び第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ハ) 本約款第 19 条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ニ) 本約款第 19 条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量又は契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 本約款第 19 条(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 本約款第 19 条(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量又は契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、又は需給契約が終了した場合の(1)イ及びロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が終了した場合 終了日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中

の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

9. 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合又は当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

10. 契約期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 3 年目の日までといたします。但し、契約期間満了に先だって需給契約の終了又は変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 3 年ごとに約款に基づいて更新となります。

11. 違約金

- (1) お客さまが本約款第 26 条に該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間を確認できないときは、6 月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。
- (4) 更新月（供給開始月（需給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものとします。）を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として 9,800 円（不課税）をお支払いいただきます。但し、以下の理由の場合を除きます。
イ 受電施設の建て替えにより解約する場合で、建て替え後も当社とご契約いただく場合
ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

12. 契約種別

- (1) バリュープラン B

イ 適用範囲

電灯又は小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。
- (ロ) 1 需要場所において動力低圧とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといた

します。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。
- (ロ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器等その他の適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (ハ) 新たにご利用になる場所（転居など）のお申込みの場合、契約電流は原則として契約場所の設備状況に準じます。尚、設備状況が判断できない場合、契約電流は 40 アンペアといたします。

(2) バリュープラン C

イ 適用範囲

電灯又は小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。
- (ロ) 1 需要場所において動力低圧とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。尚、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

尚、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボ

ルトといたします。

ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

(イ) 契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとします。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。

(ロ) 一般送配電事業者から提供される託送データ上の送電サービス電力値が電気供給契約上の契約容量より大きい場合は、超過となった月の翌月から、契約容量が託送データ上の送電サービス電力値に変更となります。

また、原則として負荷設備の減設を伴わない限り、契約電力を下げることはできないものといたしますが、毎年4月1日を契約容量算定日とし、過去1年において契約容量が増加したお客さまを対象に、一般送配電事業者から提供される託送データ上の送電サービス電力値に応じたものに更新することといたします。

(3) 動力低圧

イ 適用範囲

動力を使用する需要で 次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所においてバリュープラン B もしくはバリュープラン C とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）又は、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(ハ) 「エフエネでんきバリュープラン」切替え前の電力会社において、直近 8 月、9 月の内、ひと月分の月間電力使用量及び 1 月、2 月の内、ひと月分の月間電力使用量のふた月分の月間電力使用量が当社基準上限値以下であること。

(ニ) 「エフエネでんきバリュープラン」切替え前の電力会社において、契約電力が 2 キロワット以下は、直近 8 月、9 月、1 月、2 月の月間電力使用量が当社基準上限値以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

(イ) 契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めるものといたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものといたします。

(ロ) 一般送配電事業者から提供される託送データ上の送電サービス電力値が電気供給

契約上の契約電力より大きい場合は、超過となった月の翌月から契約電力が託送データ上の送電サービス電力値に変更となります。

また、原則として負荷設備の減設を伴わない限り、契約電力を下げることはできないものといいますが、毎年4月1日を契約容量算定日とし、過去1年において契約容量が増加したお客さまを対象に、一般送配電事業者から提供される託送データ上の送電サービス電力値に応じたものに更新することといたします。

ニ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用することはできません。

電子ブレーカーを設置されている場合、契約対象外となります。

また契約期間中に電子ブレーカーを設置された場合も、契約対象外となります。

13. バリュープラン B 料金表

(1) 基本料金

(税込)

契約電流 10 アンペア	286 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	429 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭

(2) 電力量料金

(税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 08 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 28 銭

※算定期間内における電力使用量が 0 キロワット時だった場合は(1)基本料金の半額の金額が発生いたします。

(3) 最低月額料金

(1) 及び (2) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金及び別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。(税込)

1 契約につき	235 円 84 銭
---------	------------

14. バリュープラン C 料金表

(1) 基本料金(税込)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
---------------------	------------

(2) 電力量料金(税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 08 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 28 銭

※算定期間内における電力使用量が 0 キロワット時だった場合は(1)基本料金の半額の金額が発生いたします。

15. バリュープラン動力低圧 料金表

(1) 基本料金(税込)

契約電力 1 キロワットにつき	1,122 円 00 銭
-----------------	--------------

(2) 電力量料金

(イ)夏季

(税込)

最初の契約電力 (kW) の 130 倍までの 1 キロワット時につき	17 円 22 銭
契約電力 (kW) の 130 倍をこえる 1 キロワット時につき	18 円 71 銭

(ロ)その他季

最初の契約電力 (kW) の 130 倍までの 1 キロワット時につき	15 円 65 銭
-------------------------------------	-----------

契約電力（kW）の 130 倍をこえる 1 キロワット時につき	18 円 59 銭
---------------------------------	-----------

※算定期間内における電力使用量が 0 キロワット時だった場合は(1)基本料金の半額の金額が発生いたします。

(3) 負荷率割引

月間の電力使用量（kWh）が、基本契約電力（kW）の 100 倍以下のとき	基本料金 10%割引
月間の電力使用量（kWh）が、基本契約電力（kW）の 100 倍を超え、130 倍以下のとき	基本料金 8%割引
月間の電力使用量（kWh）が、基本契約電力（kW）の 130 倍を超えたとき	適用外

16. その他料金

明細発行手数料

- イ 毎月のご請求明細書の発行を希望された場合、発行手数料として毎月 187 円（税込）にて郵送いたします。
- ロ イ以外でご請求明細書の発行を希望された場合、発行手数料としてその都度 356 円（税込）にて郵送いたします。

17. 標準周波数についての特別措置

本約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

対象区域：群馬県の一部